

答 問題1 問1～問5 2 1 2 2 3 問題2 問1～問5 3 2 3 2 3

【問題1】 5×5

問1 著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

R1_4/21

1【×】従業員5名の企業において、自社を紹介した新聞記事をコピーして全社員に配付することは違法ではない。

【解説】社内での使用は、たとえ自社の関連記事でも、新聞記事には新聞社の著作権があり、許諾なく行くと複製権の侵害となる。21条

2【○】大学の入学試験問題に、権利者に無断で著名な小説の一部分を使用することは、違法ではない。

【解説】営利を目的とするか否かに関わらず、試験問題としての利用は権利者の許諾なく利用できる。これは、許諾を求めるとあらかじめ試験の内容が知られることとなり、公平性が維持できないからである。36条

3【×】県が毒キノコによる県民の被害防止のために、インターネット上の毒キノコの写真を写真家に無断で県のホームページに掲載して注意喚起することは、公共のための利用であるから違法とはならない。

【解説】営利を目的としない地方自治体でも、業として県民に公報しているもので、権利者に無断で著作物を利用することは、権利者の権利を不当に害することとなる。

問2 著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

R2_ 5/12

1【○】文化的価値のないものでも、著作物となる場合がある。

【解説】著作物とは、作者の思想又は感情が表現されていればよく、文化的価値や芸術的価値は問わない。2条1項1号

2【×】今までにない新しい調理手順による創作料理は、著作物である。

【解説】創作料理は表現されたものには該当せず、調理手順が新しくても、料理の見た目がきれいでも、それ自体は著作物ではない。ただし、その料理を写真にとれば、写真の著作物となることはあり、レシピは言語の著作物に該当することもある。

3【×】駅前に設置されているセルフサービスのスピード写真機で撮影した写真は、著作物である。

【解説】機械的に写した写真は、思想又は感情が表現されたものと言えず、著作物に該当しない。

問3 著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

R3_ 5/26

1【 】 著作者の同意を得ずに著作物が公表され、不特定の者に知られた場合には、公表権は消滅する。

2【 】 甲と乙との共同著作物について、丙がこれを翻案することは、丙が乙から同意を得ていたときでも、甲の同一性保持権を侵害する。

3【 】 甲が書いた小説を、翻訳家をめざす学生乙が翻訳し、その翻訳物に原著作人として甲の氏名を表示しないことは、乙がその翻訳物を自己の家族である丙以外には見せなかったとしても、甲の氏名表示権を侵害する。

1【 】 著作者の同意を得ずに著作物が公表され、不特定の者に知られた場合には、公表権は消滅する。

【×】無断で公表された場合は、公表されたとしない。この効果は、公表された著作物は権利者に断りなく私的使用や引用など利用できる場合が種々規定されている。更に、法人著作の場合は、公表から権利期間が開始される。18条

2【 】甲と乙との共同著作物について、丙がこれを翻案することは、丙が乙から同意を得ていたときでも、甲の同一性保持権を侵害する。

【○】共同著作物の行使には共同著作者全員の許諾が必要で、一部の者のみが許諾しても実施すれば著作権侵害となる。65条2項

3【 】甲が書いた小説を、翻訳家をめざす学生乙が翻訳し、その翻訳物に原著作者として甲の氏名を表示しないことは、乙がその翻訳物を自己の家族である丙以外には見せなかったとしても、甲の氏名表示権を侵害する。

【×】氏名表示権は、氏名を公衆に提示することであり、家族のみの場合は氏名表示権は働かない。19条「公衆への提供若しくは提示に際し」である。

問4 著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

R4_ 6/16

1【 】未公表の著作物は、公正な慣行に合致し、その目的上必要な範囲内であったとしても、著作権者の許諾を得ずに引用することはできない。

2【 】観客から料金を徴収せず、実演家に報酬も支払わない場合であれば、実演された著作物を著作権者の許諾を得ずに公衆送信することができる。

3【 】個人的に使用する目的であれば、本人が本人以外の者に著作権者の許諾を得ずに著作物の複製をさせることができる場合がある。

1【 】未公表の著作物は、公正な慣行に合致し、その目的上必要な範囲内で行ったとしても、著作権者の許諾を得ずに引用することはできない。

【○】未公表を引用で利用すると引用したものが公表されることとなり、公表権が侵害される結果となる。

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2【 】観客から料金を徴収せず、実演家に報酬も支払わない場合であれば、実演された著作物を著作権者の許諾を得ずに公衆送信することができる。

【×】上演はできるが公衆送信は不特定多数の者への送信となり著作権者の権利に影響が多きいからできない。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

3【 】個人的に使用する目的であれば、本人が本人以外の者に著作権者の許諾を得ずに著作物の複製をさせることができる場合がある。

【○】本人だけでなく家族も同じ扱いであるから、家族が複製することは許容される。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

問5 著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

R5_ 7/7

1【 】譲渡契約に基づく著作権の譲受人は、その旨を登録しない限り、譲受人としての地位を第三者に対抗することができないが、当該著作権の侵害者に対しては登録なくして著作権を主

張することができる。

2【 】音楽CDに施された権利管理情報を除去する行為は、営利目的がなければ、刑事罰の対象とならない。

3【 】外国で正規に販売されている日本のポップミュージックのCDを、日本の販売価格より半値以下の場合に、日本に輸入して販売することは、権利者の許諾を得なければ必ず権利侵害となる。

1 譲渡契約に基づく著作権の譲受人は、その旨を登録しない限り、譲受人としての地位を第三者に対抗することができないが、当該著作権の侵害者に対しては登録なくして著作権を主張することができる。

【○】著作権登録制度は、正当な権利関係を主張できるための制度であり、権利侵害者に対しては、登録は不要である。（著作権登録著77条1項）

2 音楽CDに施された権利管理情報を除去する行為は、営利目的がなければ、刑事罰の対象とならない。

【○】営利目的でない著作権侵害は権利者の損害が多くないと考えられる場合は罰せられない。（113条③，120条の2三）

3 外国で正規に販売されている日本のポップミュージックのCDを、日本の販売価格より半値以下の場合に、日本に輸入して販売することは、権利者の許諾を得なければ必ず権利侵害となる。

【×】CDの無断輸入は、国内で市販されているものと同一の市販用CDなどを、輸入してはいけなことを知りつつ、国内で販売するために「輸入」し、「販売・配布」し、又はそのために「所持」すること（販売価格が安い国からの輸入されるCDなどであること、また国内販売後7年を超えない範囲内で、政令で定める期間（4年と規定）を経過する前に販売等されたものであること）の場合に権利侵害となる。（113条5）

【問題2】 次の問について答えよ。5×5

問1 著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

1 就職活動中の学生甲が作成し乙社に提出した志望理由書の著作権及び著作者人格権は、乙社の募集要項に、これらの権利が乙社に帰属する旨が明記されている場合には、乙社が有する。

【×】人格権は譲渡の対象とはできない。59条，61条

2 甲社の従業員乙が、上司の指示で甲社商品のPR映像を作成し、その映像が甲社の名義の下で公表された。この場合、当該映像の著作権は甲社が有し、著作者人格権は乙が有する。

【×】職務著作の要件（会社の発意、従業員の職務、会社名で公表、別段の定め）を満たしているので、著作者人格権も甲社が有する。15条

3 漫画家甲が創作した妖精のイラストに基づいて、玩具会社乙がぬいぐるみを作成し、販売した。その妖精のイラストを利用してアニメーションを創作する場合、甲のみから許諾を得ることで足りる。

【○】アニメーションは甲のイラストに基づいているので、甲の著作物の二次的著作物になり、甲

の許諾だけでよい。2条①11号

問2 著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

1 陶芸家甲が創作した美術工芸品である絵皿を、写真家乙がレンズの選択やシャッター速度等に工夫を凝らして写真に撮影した。出版社丙が、その写真をカレンダーに利用する場合、甲と乙の両者から許諾を得る必要がある。

【○】絵皿は創作された美術工芸品であり甲の著作物になり、写真についても乙の思想が反映されているから甲の二次的著作物になるから、写真をカレンダーに利用する場合は、写真家の許諾に加え、原著作物の著作者である甲の許諾も必要である。10条①、2条②、①11号、28条

2 画家甲と画家乙が共同で絵画を創作し、甲の死亡から51年が経過した。乙も甲の相続人丙も共に存命中の場合、出版社丁が、その絵画を画集に掲載するときは、乙のみから許諾を得ることで足りる。

【×】共同著作物の著作権は共有であり、権利者が死亡した場合は相続人に権利が移転するため存命の共有者に加え、相続人の許諾も必要である。2条①12号、51条②、65条②

3 作曲家甲が創作した楽曲Aを、編曲家乙が甲に無断で編曲して楽曲Bを創作した。オーケストラ丙がBをコンサートで演奏する場合、甲だけでなく乙の許諾を得なければならない。

【○】編曲した曲には二次的著作物としての権利が発生し、作曲家にも同種の権利があるから、甲と乙の両者の許諾が必要である。乙が甲の許諾を得ず無断で編曲したとしても著作物であることに変わりはなく、乙が甲との関係で著作権侵害であっても、許諾を得る必要性には変わりはない。2条①11号、27条、28条、22条

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

問3 著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

1 社内の会議用資料として新聞記事をコピーする行為は、頒布が目的でなければ、当該記事の複製権の侵害とならない。

【×】社内での利用は事業活動に含まれるもので、新聞記事には著作権があり、無断では複製権の侵害となる。21条、2条①15号、30条①、30条の3

2 美術館が、自己の所有する絵画を館内の展示室に展示するに際して、館内に設置した大型ディスプレイで当該絵画を収録した映像を観覧者に見せる行為は、当該絵画の紹介又は解説を目的としている場合には、当該絵画の著作権の侵害とならない。

【×】美術館は絵画を展示するために所有しているもので、展示は自由であるが、無断で絵画を映像として見せる行為は、絵画を電子化する複製権、観覧車に見せる公衆送信権の侵害となる。2条①17号、22条、38条①、47条

3 大学教員が、講義で使用するために、学内サーバに保存した他人の論文を、当該講義を受講している数十名の学生が自宅でダウンロードできるようにする行為は、その論文の著作権者の利益を不当に害するかどうかにかかわらず、当該論文の公衆送信権の侵害となる。

【○】ネット上のデータをダウンロードして、授業で利用できるが、他人の著作物をダウンロード

できるようにすることは公衆送信権の侵害となる。2条⑤, 2条①9号の5, 23条①, 35条②

問4 著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

1 画家甲が、自己の創作した絵画の原作品Aを、他人に譲渡しないことを友人乙に約束させた上で乙に譲渡した。乙がAを画商丙に譲渡した場合に、丙がAを画廊で販売する行為は、甲の譲渡権の侵害となる。

【×】乙の行為が契約違反となっても適法に譲渡されたものであるから譲渡権侵害とはならず、丙が正当に入手した絵画を販売することも譲渡権の侵害とならない。26条の2第2項4号

2 作曲家甲が、レコード会社乙から依頼を受けて、作曲家丙の創作した楽曲Aを知らずにAと類似性のある楽曲Bを独立に創作する行為は、Aを知らなかったことについて甲に過失がある場合でも、丙の著作権の侵害とならない。

【○】類似した作品であっても独自に創作したものであれば独立した著作物であり、甲に過失があるか否かに係らず著作権が発生する。＜最高裁 530907 ワンレイニーナイトイントーキョー事件＞

3 作家甲の執筆した小説Aの著作権の譲渡契約において、翻案権が譲渡の目的として特掲されていない場合には、その譲受人乙が翻案権を取得することはない。

【×】特掲されていなくても別途譲渡する旨の合意があれば翻案権を取得する。61条は推定であり擬制されてはいない。

問5 著作者人格権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

1 法人の著作者人格権は、著作権の存続期間の満了とともに消滅する。

【×】法人が著作者の場合(15条)は、著作者人格権は法人に属するもので、法人が解散するまで著作者人格権は存続する。

2 著作者が指定した公表時期と異なる時期に著作物を公表する行為は、当該著作者が当該著作物の公表自体に同意している場合には、公表権の侵害とならない。

【×】公表することに同意していても、公表の時期を決定する権利を著作者は有しており、公表権の侵害となることがある。

3 共同著作物の著作者は、著作者のうちの一を、著作者人格権を行使する代表者と定めることができる。

【○】権利行使に際し代表者を定めることは、運用の容易さから認められる。64条③

【問題3】 次の問について答えよ。5×10

1 社員が作成した会社案内を、その社員が退職した後も、会社が自由に変更できるようにするための手段について説明せよ。

【解説】社員と別段の契約をせず、職務として会社案内の作成を命令する。又は、著作権を会社に譲渡する旨の契約をし、併せて著作者人格権を行使しない契約を結ぶ。

2 共同で作成した著作物の著作権を、両者合意の基に他人甲に譲渡した場合において、その著作権の終了時期を説明せよ。

【解説】最後に死亡した著作者の死亡の翌年から起算して50年間経過で終了する。

3 支分権について、コピーなどの複製物を使用しない権利について3例をあげよ。

【解説】展示権，演奏権，譲渡権 口述権，公衆送信権，貸与権

4 二次的著作物の作成の譲渡については、契約において特掲しないと、譲渡した者に留保されたものと推定する、とした理由はなにか。

【解説】著作者が作成した著作物に関する事項だけと信じ，二次的著作物の権利まで含むとは通常考えないから。

5 著作者人格権の種類を3つあげよ。

【解説】公表権，氏名表示権，同一性保持権

6 大衆食堂や喫茶店では、テレビ放送を客に見せることにより集客を図り利益を得ている場合が多いが、著作権侵害とされない条件は何があるか。

【解説】著作権法においても家庭用受信機であれば侵害としない規定を設けている。

7 教育機関における公衆送信は、権利制限として認められるが、放送大学が除かれるのはなぜか。

【解説】授業を受ける者だけに送信するものでなく，誰でも受信し視聴できるから。

8 防犯カメラで撮影した映像が著作物とされないのはなぜか。

【解説】著作物の要件である，思想又は感情を表現したものと言えず，単に機械的に撮影したにすぎないから。

9 保護期間の満了以外に著作権が消滅する場合を説明せよ。

【解説】権利者が相続人も含め一切いなくなった場合に，国庫に帰属することなく消滅することとしている。

10 歌手の歌唱に関する著作隣接権の保護期間は、いつからいつまでか、説明せよ。

【解説】実演家の保護期間は，実演からで，実演である歌唱の翌年から起算し50年経過するまでである。

※参考：著作権法抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。
- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう。
- 四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

五 レコード 蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。

六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

（著作物の例示）

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

（著作者の推定）

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるものとして周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

（職務上作成する著作物の著作者）

第十五条 法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

（同一性保持権）

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

二 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

（展示権）

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

（翻訳権、翻案権等）

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

第二十八条 二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を専有する。

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条 学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

二 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（営利を目的としない上演等）

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

三 放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家内受信装置を用いてする場合も、同様とする。

(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

(著作者人格権の一身専属性)

第五十九条 著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作権の譲渡)

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

(氏名表示権)

第九十条の二 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

(同一性保持権)

第九十条の三 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

(録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

(送信可能化権)

第九十二条の二 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演